

○小田原市環境部環境保護課所管に係る補助金交付要綱（抜粋）

昭和56年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、小田原市環境部環境保護課が所管する補助金の交付について、小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類等）

第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請書の様式等）

第3条 規則第4条第1項に規定する交付申請は、交付申請書（様式第1号）によるものとし、提出期限並びに同条第2項及び第3項の規定による交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

（交付決定の審査基準）

第4条 規則第5条第1項に規定する書類の審査及び現地調査等の審査基準は、別表に定めるとおりとする。

（交付条件）

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- （1） 100万円以上の補助金にあたっては、補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の50パーセント以内の変更については、この限りでない。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- （3） 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （4） 市長が補助事業の内容及び補助金の用途について報告書を求めるときは、速やかに資料を提出すること。
- （5） 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（変更等の承認）

第6条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第2号）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

（決定通知書）

第7条 規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書の様式は、補助金等交付決定通知書（様式第3号）に定めるとおりとする。

2 補助金の交付をしない決定をしたときは、補助金等不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

（交付決定取消通知等）

第9条 規則第9条第3項又は第16条第4項の規定による交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、補助金等交付決定（一部）取消・変更通知書（様式第5号）によるものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

（状況報告）

第11条 規則第11条に規定する状況報告は、状況報告書（様式6号）によるものとする。

2 状況報告書の提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(補助事業の遂行の指示)

第12条 規則第12条の規定により、市長が補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し補助事業の遂行を指示するときは、指示書(様式第7号)によるものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書(様式第8号)によるものとし、同報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条に規定する書類の審査及び現地調査等の審査基準は、別表に定めるとおりとする。
2 前項による審査の結果、補助事業の内容と成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、市長は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業者への指示)

第15条 規則第15条第1項の規定により、市長が補助事業者に対し、補助事業を補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとるべきことを指示するときは、指示書(様式第7号)によるものとする。

(補助金の返還)

第16条 規則第17条の規定により、市長が補助事業者に対し、補助金の返還をさせるときは、補助金返還通知書(様式第10号)によるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第18条ただし書の規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、市長が定める財産の種類は、別表のとおりとする。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。
- (3) 鳥獣保護管理対策事業費補助金のうち防護柵設置事業にあつては、工事に着手したとき。
- (4) 鳥獣保護管理対策事業費補助金のうち防護柵設置事業にあつては、財産を破損し、又は亡失したとき。

別表(第2条~第5条、第10条、第11条、第13条、第17条関係)

6 斎場使用料補助金

補助金交付の目的	小田原市斎場以外の火葬場を使用した者に対して、火葬に要する経費の公平を図り、公衆衛生の向上に寄与する。
補助対象者	1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により小田原市に記録されている者のうち、次の各号のいずれかの理由により小田原市斎場以外の火葬場を使用して火葬された者の遺族等(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条の規定により火葬の許可を受けた者又は死亡者の3親等以内の親族及び同一世帯に属する者)を対象とする。 ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第18条の規定により葬祭扶助を受けた者の火葬に対しては補助を行わない。 (1)小田原市斎場が故障により利用できない場合。 (2)小田原市斎場の利用を制限された場合。 (小田原市に事前に相談し、補助金の対象となることの確認を受けていること) 2 その他市長が必要と認めるもの。

補助対象事業	やむを得ない理由により市民の火葬を小田原市斎場で行うことができなかった場合における、小田原市斎場以外の火葬場を利用した者に対する斎場使用料の補助事業。	
補助金額	補助金の額は、申請者が負担した斎場使用料から、小田原市斎場条例(昭和46年小田原市条例第70号)別表に定める市内斎場使用料の額を差し引いた額とする。ただし、死亡者が死亡時において12歳以上のときは61,000円、12歳未満のときは44,000円を限度とする。(ただし予算の範囲内とする。)	
交付申請書	提出期限	補助を受けようとする申請者は、斎場使用料補助金申請書に添付書類を添えて、火葬した日から2箇月以内に、市長に申請しなければならない。
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 火葬許可証の写し又は火葬済証明 2 斎場使用料領収書の写し 3 申請者の身分証明の写し(免許証等顔写真のあるもの) 4 火葬の許可を受けた者以外の遺族(死亡者の3親等以内の親族及び同一世帯に属する者)はそれを証明するもの(戸籍謄本、住民票等) 5 その他市長が必要と認める書類
	審査基準	申請内容が補助の要件(補助対象者・補助対象事業で定めている項目)を満たしているか。
実績報告書	不要	
交付の時期	補助金等交付決定通知後1月以内	
財産処分の制限	特になし	

様式第1号その4 (第3条関係)

様式第1号(第3条関係) その4

(斎場使用料補助金用)

斎場使用料補助金申請書

年 月 日

小田原市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
火葬者との関係
電話番号

私は、下記の者を小田原市斎場以外の火葬場で火葬したことによる小田原市斎場使用料との差額分について補助申請します。

1 補助金額 円

2 火葬した者

氏 名	
住 所	
本 籍 地	
火葬した場所(火葬場)	
斎 場 使 用 料	円
火 葬 年 月 日	年 月 日

3 理由

小田原市斎場が故障により利用できなかった。

小田原市斎場の利用を制限された。

制限理由：遺体体重が 120 kg を超えていると思われるため。

(想定遺体体重 kg)

小田原市への相談、確認日(年 月 日)

その他

()

4 添付書類

申請者の身分証明の写し(免許証等顔写真のあるもの)

申請者が火葬の許可を受けた者以外の場合、3親等以内の親族及び同一世帯に属する者であることが分かるもの(戸籍謄本、住民票等)

火葬許可書の写し又は火葬済証明

斎場使用料領収書の写し

様式第3号（第7条関係）その4

（斎場使用料補助金用）

補助金交付決定通知書

小田原市指令第 号

年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった斎場使用料補助金については、次のとおり決定したので、小田原市補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第7条第1項の規定により通知する。

1 補助金額 円

2 補助条件

(1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。

(2) 規則及び小田原市環境部環境保護課所管に係る補助金交付要綱の定めに従うこと。

(3) この補助金について法令、補助条件又は市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日を経過する日までの間申請を取り下げることができる。

（環境保護課 衛生・美化係）

補助金等不交付決定通知書

小田原市指令第 号
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のあつた 補助金について、以下の理由により交付しないことを決定したので、小田原市補助金の交付等に関する規則第7条の規定により通知する。

不交付の理由

（環境部環境保護課〇〇〇〇係）

<p>補助金交付決定（一部）取消・変更通知書</p> <p style="text-align: right;">小田原市指令第 号 年 月 日</p> <p>氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様</p> <p style="text-align: right;">小田原市長 印</p> <p>年 月 日付け小田原市指令第 号で交付決定した 補助金に係る交付決定の内容を次のとおり（一部）取り消す・変更するので、小田原市補助金の交付等に関する規則第9条第3項（第16条第4項）の規定により通知する。 （注）</p>	
事業内容	
取消し・変更前	
取消し・変更後	

（環境部環境保護課〇〇〇〇係）

指示書

小田原市指令第 号
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長



年 月 日付け小田原市指令第 号で交付決定した 補助金について、小田原市補助金の交付等に関する規則第12条（第15条）の規定により、次のとおり指示する。

1 指示事項

2 理由

（事務担当部課係名）

補助金返還通知書

小田原市指令第 号
年 月 日

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名） 様

小田原市長 印

年 月 日付け小田原市指令第 号で交付決定した 補助金の返還について、小田原市補助金の交付等に関する規則第17条の規定により通知する。

1 返還額 円

2 返還理由

3 納付期日 年 月 日

（環境部環境保護課〇〇〇〇係）